

町の人口 (令和2年3月1日現在) (先月1日比)

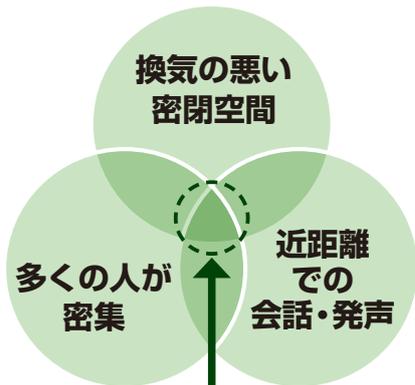
人口	7,316人	減	5人
男	3,664人	減	6人
女	3,652人	増	1人
世帯数	4,283世帯	減	5世帯

期間内の異動 転入・出生 24人 (うち転入21人出生3人)
 転出・死亡 29人 (うち転出20人死亡9人)

各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,053	1,788	1,744	3,532
大賀郷	1,415	1,205	1,208	2,413
樫立	273	231	226	457
中之郷	358	303	329	632
未吉	184	137	145	282
全体	4,283	3,664	3,652	7,316

感染症の予防と拡大防止に努めましょう



集団感染は上の3条件が重なったとき
 手を介した感染もあります。

◎ 自分を守る

こまめな手洗い、時差通勤、こまめな換気、
 人込みはさける、近距離での会話・発声をさける

◎ 他人も守る

せきエチケットの徹底、
 症状があるうちは学校や仕事も休む など

現在流行している感染症は、せきやくしゃみのしぶきなどからの感染、症状が軽くても他人に感染するといった特徴があります。適切な予防により自分を守る、他人も守ることを心がけましょう。

目次

2-5	▶ 令和2年度施政方針
6	▶ 樫立自治会 対話集会
7	▶ 令和2年度八丈町事業費一覧表、令和2年度各会計予算状況
8-9	▶ 税のお知らせ
9	▶ 春の全国交通安全運動/町立八丈病院運営協議会議事要旨
10	▶ 国保だより/町長上京日記
11	▶ 国民年金
12-13	▶ 後期高齢者医療保険からのお知らせ
13	▶ 介護保険のお知らせ/老人クラブ活動
14	▶ 住民係からのお知らせ/地域振興に係る補助事業募集/特別甲慰金支給
15	▶ 浄化槽設置管理事業の担当部署組織変更/し尿・雑排水など収集運搬業務休業日
16	▶ 水道だより/小笠原親善訪問参加者募集

17	▶ 環境だより
18	▶ 子どもの定期予防接種/子ども家庭支援センター
19	▶ ファミリールール講座/母子保健
20	▶ 風しん予防接種クーポン券の有効期限が1年間延長
21	▶ アール・ブリュット2020特別展/言語機能訓練/テニス大会結果/街頭防犯カメラ設置
22	▶ 電話「島しょ法律相談」案内/行政相談/募金の報告
23	▶ 「表示登記の日」無料相談/東京法務局特設登記所/くらしの法律税金相談会
24	▶ 教育委員会だより
25	▶ 図書館からのお知らせ/八丈町英会話教室 生徒募集
26	▶ 観光おじゃれ11万人/感染症等対策お知らせ/狂犬病予防集合注射延期
27	▶ 町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療 ほか



令和2年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

令和2年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

昨年9月から、引き続き町政の重責を担うこととなりました。決意を新たに、また、これまで以上の情熱をもって「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を注ぎます。

議員の皆様をはじめとする沢山の方々のご支援・ご協力の下、様々な課題や問題を解決し、新たな取り組みを行うことができました。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

しかしながら、全ての課題が解決したとは言えません。これまでの経験や実績を生かし、10年後、20年後の八丈町のすがたを創造し、後継者を未来志向で育成することが、課題解決に繋がり、町民の皆様への恩返しになると思いを励んでまいります。

施策に実効性を持たせるためにも、八丈町基本構想・基本計画の策定にあたっては、持続性に重点を置き、広く皆様の意見を反映できるように取り組んでまいります。

町の基幹産業でもある、農業、漁業、商工・観光業のそれぞれの発展のための基盤整備は基より、経済的資源の点と点を結び面としての実効性を発揮できるよう、有機的な取り組みを行い、雇用の場の創出と定住化を推し進めてまいります。

さて、今年は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年となりました。

これを機に多くの観光客を島に呼び込むため、5月末に竹芝で開催される「島じまん2020」をはじめ、島内外で開催される各種イベントにおいて、島の魅力を積極的に発信してまいります。

好調である、スポーツ交流事業に留まらず、各分野において交流人口の増加に繋がる取り組みを継続してまいります。

東京オリンピック・パラリンピック関連では、明るい兆しが見通せる一方、自然災害に対しては人の想像を超えた規模での災害が世界中で発生しています。

昨年の台風15号・19号では、伊豆諸島の友島も甚大な被害を受け、他県の被害も毎日のようにテレビで放映され、町民の皆様にも防災に関する意識が高まっております。

八丈町では、これまで以上に防災対策の強化を図るため、昨年度より、地域ごとの防災訓練だけではなく、各地区の状況に合わせた小規模の訓練も実施しております。令和2年度においても、各地区からの要望に合わせ実施してまいります。

今年は、年度としては令和初の年度となり、新たな時代へと飛躍していく年の始まりでもあります。

島の未来に必要な施策を着実に進めるため、地域特性や可能性を生かした地方創生を行います。

【主要施策】

【基本構想・基本計画】

現行の基本構想・基本計画は、令和2年度までの計画となっています。社会が目まぐるしく変化・多様化しているなかで、町は、将来あるべき町の姿をしっかりと打ち出さなければなりません。町の将来像を描く次期基本構想・基本計画の策定に向けて、昨年、八丈町総合開発審議会へ諮問をいたしました。

策定に当たっては、先人達が連綿と築き上げてきた町の基盤を中心としながら、新たに「持続可能な開発目標」

(SDGs) の考え方を取り入れることとし、ワークショップを開催しました。今後も、地域経済の分析的な知見を活用するとともに、審議会委員をはじめ、関係機関、町民の皆様の知恵を引き続き拝借しながら取り組んでまいります。

次期基本構想・基本計画策定後は、それらに基づき、町民の皆様が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域の活性化に取り組んでまいります。

【防災対応】

増大する自然災害に対応するため、新たに防災専任担当を配置し、これまで以上の防災対策の強化を図ってまいります。

また、気象庁による八丈富士の噴火警戒レベル運用開始に伴う地域防災計画（火山編）の改編を行うとともに、防災行政無線のデジタル化を今年度から5ヶ年間で整備を行います。

【納税】

町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。納期限内納付の重要性を周知徹底し、税収の確保と納税秩序の維持に努めると共に、事務の効率化、迅速化を図ってまいります。

また、常に「公平・透明・納得」の視点に立ち、「適切な課税」「積極的な滞納整理」を実施してまいります。

【個人番号制度・各種証明書等の交付】

個人番号カードを含め、各種証明書等の交付に際し、本人確認を厳格に実施し、個人情報の漏洩を防止する、適切な制度運用を図ってまいります。

【国民健康保険・国民年金】

国保は、東京都とともに安定的な財政運営を担うために、都から示される市町村標準保険料率を踏まえ、激変緩和措置を講じながら、国保料率を改定してまいります。

適正な税負担について、丁寧な周知に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

【廃棄物処理】

令和6年度供用開始にむけ、新たなクリーンセンターを建設いたします。現クリーンセンター近隣の町有地を建設予定地とし、本年度中に本体工事を競争入札で設計・施工一括契約いたします。

また、一般廃棄物の発生抑制及び排出量に応じた処理費用の負担の公平化を図るため、事業系ごみや粗大ごみ等の処理手数料の見直しを進めるとともに、引き続き廃棄物の適正処理及びリサイクル推進に取り組んでまいります。

汚泥再生処理センターでは、収集汚泥や給食センター等から排出される生ごみの堆肥化を引き続き実施してまいります。

【環境衛生対策】

ヤスデをはじめ、アシジロヒラフシアリやアズマヒキガエル等外来生物の大量発生が、住民生活や自然環境へ様々な影響を及ぼしているため、対処方について、周知を図るとともに、関係機関と協力して対処してまいります。

【保育園】

子育て世帯のニーズに対応し、適正で安全な保育運営の充実を図ります。また、保育園に勤務する保育補助員を対象とした資格取得のための補助（助成）制度を継続するとともに、保育士の確保に努めてまいります。

【子ども家庭支援センター】

子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施してまいります。

【高齢福祉】

高齢者がこれまで培った知識、経験を活かし、「地域を支える担い手」として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動を支援してまいります。

【介護保険】

多様化する高齢者の困難事例に対応するため、地域包括支援センターの相談機能、情報提供機能を強化し、困難の発生を防止する事前的な対応力向上を図り、高齢者が在宅で安心した生活が送れるよう適切に対応してまいります。

【障がい福祉】

第5期八丈町障がい者福祉計画に基づき、住民福祉サービスの向上に努めるとともに、障がい者のニーズを把握し、社会資源の活用や創造を行い、サービスの充実を図ってまいります。

【保健・母子・健康増進事業】

島外の医療機関に継続した通院治療が必要な方等に対し、交通費の一部助成を継続して行います。

妊娠された方や子供たちの健康と生育環境を守るべく、健診や面談、麻しん風しんをはじめとする予防接種等の相談を安定的に実施できるよう努めてまいります。

【温泉事業】

町民の方の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら施設の改修整備を実施してまいります。

【土木・町営住宅事業】

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業で、継続して施工いたします。

市町村土木補助事業においては、藍ヶ江線ほか6路線を道路改良事業で、継続して施工いたします。

また、その他の町道各路線の適切な維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組んでまいります。

町営住宅については、現行計画に沿って既存住宅の計画的な維持管理を行い、更新コストの縮減を図るため屋根や外壁の改修工事、塩害などで腐食した設備の修繕工事を継続的に実施してまいります。

【農業関連事業】

新たな農業従事者の確保と育成を図る「八丈町農業担い手育成研修センター」への第5期研修生の入所をはじめ、新規就農者への支援強化を図ります。農地の利用促進を図るため、積極的な斡旋と生産施設等の整備を計画的に進めます。また、共撰共販体制の強化と支援、アシタバ・八丈フルーツレモンなどの産地化の促進にも引き続き取り組んでまいります。

農業生産の基盤である農道は、中之郷と榎立の2路線、水路は榎立と三根の2箇所を施工いたします。

防災事業の中之郷銚子の口ため池や畑地灌漑施設の調査設計等の他、森林整備ではポットホール散策路整備を進めてまいります。

【観光振興】

観光振興については、東京都、八丈島観光協会等と連携して効果的なPRを推進します。また、ふるさと村の古民家移築工事に取り組むほか、トレッキングコースの整備など観光客の受け入れ環境の整備を進めるとともに、スポーツ交流や団体集客事業による観光誘致の取り組みを継続し効果的な集客を図ってまいります。

夏期における海水浴場の安心・安全を図るために底土海水浴場にライフガードを導入いたします。

【水産・商工業振興】

水産業振興については、漁業経営の安定化を図るため、運航費用支援を実施してまいります。

後継者対策では、漁業担い手協議会を中心に新規就業者の育成・確保に努めてまいります。

水産加工団体の安定的な組織運営を確保するため、専門家による経営指導や島外出前授業による魚食普及活動を進めるとともに、水産加工品の販路拡大と競争力のある新商品の開発を進めてまいります。

商工の振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である「黄八丈」の事業についても、引き続き支援を行います。

【消防】

平成31年度、初めての女性消防職員を採用しました。「女性の視点、女性の力」には期待するところも大きく、消火、救急、火災予防等の各分野における女性の活躍推進に取り組んでまいります。

また、消防団用装備品充実強化事業として新基準の防火衣を85着、各分団ポンプ車にAEDを配備いたしました。

今後も多様化、巨大化する各種災害に対し、新たに管理係を新設し、4係体制で、消防職員、消防団員の教育訓練の充実及び各関係機関等、協力体制強化を図りながら対応してまいります。

【学校教育の充実】

東京都が東京2020オリンピック・パラリンピック教育の集大成として企画した、都内学校の児童生徒に観戦機会を与える事業に八丈町の児童生徒も参加するとともに、町も積極的な支援を行います。

全小中学校の特別教室にエアコンを設置して、快適に授業を受けることができる環境を整備するために、既存電気

施設への影響調査及び実施設計の結果を検証し、付帯設備の改修を含めた計画を作成いたします。

全小中学校にタブレット型ノート端末を導入するとともに、普通教室と特別支援教室での利用を可能とするネットワーク環境を整備し、学習支援を推進してまいります。

【生涯学習と文化・スポーツ振興】

町民の学習活動やコミュニティ活動を支援するため、八丈町コミュニティセンター、公民館などの社会教育施設の管理・整備に努めてまいります。

八丈島文化協会をはじめとする諸団体の芸術・文化活動の支援を実施し、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図ってまいります。

歴史民俗資料館については、支庁での公開を引き続き実施し、八丈島の歴史及び文化を発信していきます。また、旧歴史民俗資料館については、耐震診断及び展示基本設計を実施いたします。併せて国指定登録文化財として指定されている建物の旧館部分と同様に、文化財としての価値が認められる新館部分についても指定登録に向け作業を進めてまいります。

八丈島誌改訂の基礎資料となる八丈島誌資料編を作成するために、資料の調査を継続して着実に事業を進めてまいります。

今年度、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、八丈町においても聖火リレーが実施されます。東京都及び関係機関と連携し、町民の気運醸成が図れるよう事業を進めてまいります。

【長寿命化計画】

長寿命化計画を基本とし、小学校と中学校の校舎と体育館、八丈町コミュニティセンターと体育館、給食センターの施設の計画的な維持管理と更新に努めてまいります。

【水道浄化槽事業】

今年度より浄化槽設置管理事業は、地方公営企業法を適用いたします。これに伴い、浄化槽係は、水道係と統合し、水道浄化槽係として事業を行います。

水道事業は、令和4年度の完成を目指し、大川浄水場改修工事に着手するとともに、安全、安心な水を供給するため、老朽化した管路、施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図ってまいります。

また浄化槽設置者へ適正な管理・使用方法の啓発に努めてまいります。

【一般旅客自動車運送事業】

老朽化した路線バス1台を更新するとともに、乗合事業、貸切事業共に安全な運行に努めてまいります。

【病院事業】

町民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けられることと、災害時には町民の命を守る砦となる離島における公立病院が果たす役割を踏まえ、島外医療機関との適切な連携を図りながら、医療従事者の確保に努め、患者から信頼される病院を目指してまいります。

【おわりに】

以上、令和2年度の主な施策の概要について、申し上げました。

今年度の各会計の予算額は、一般会計76億6千万円、特別会計25億円、企業会計34億2千万円、合計で、約135億8千万円であり、前年度と比較しますと、予算総額で6.1%の増となりました。

財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、防災対策や新クリーンセンターなどの投資的施策を中心に、先を見据えた事業に積極的に取り組んでいく予算となっております。

これらの施策を着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、住民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに、重ねて、議員各位ならびに住民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

榑立自治会 対話集会

2月11日（火）に行われた、榑立自治会における対話集会の内容は次のとおりです。

【榑立自治会】

質問 1	<p>黒砂山の案内板について</p> <p>上り口から黒砂山頂上までの間に案内板を設置してほしい。</p>
回答 1	<p>黒砂山の案内板について、どのような案内板にするか選定したうえで設置します。</p>
質問 2	<p>唐滝への登山道について</p> <p>唐滝への登山道周辺の畑で用を足す人がいる。公衆便所の完成まで簡易トイレの設置を検討していただきたい。</p>
回答 2	<p>唐滝登山道の仮設トイレについて、昨年の自治会で町道の工事が終了後実施したいと回答しました。現状、令和5年度以降になる見通しです。また、公衆便所の完成まで仮設トイレの設置を検討いただきたいとのことですが、現在仮設トイレの維持管理費用の積算を行っています。その費用の積算ができ次第、自治会と相談し進めます。</p>
質問 3	<p>公民館の利用方法について</p> <p>(1) 急な利用に関しては配慮するので年間予約を可能にしてほしい。 (2) 八丈町HP等でのネット予約を可能にしてほしい。</p>
回答 3	<p>(1) 年間予約について、定期的を使用している団体が年間予約を行うことで毎月の申請の手間が省ける等の利点がありますが、不定期に使用する団体にとって使用日が確定していない等の理由により予約が入られない、既に予約が入っていて使用できないという事態が発生してしまいます。八丈町では「使用の公平性」の観点から公民館施設をお使いいただく皆様に同じ機会、条件でお使いいただくことが適正であると考え、利用日の2ヶ月前の月の初日より受付を行う運用を続けることをご理解ください。</p> <p>(2) インターネット予約について、一昨年各地域で行った住民説明会でもご意見を頂戴し検討しました。その中で浮上した問題点として・システム導入に係るコスト問題、システム運用に伴う申請作業やツールの複雑化、利便性の低下。八丈町公民館では申請、取消・変更を1日前まで受け付けているがインターネット予約を導入すると数週間前までに予約受付を締め切り、申請内容の確認や審査、使用料の事前納付、重複した場合の抽選などが発生し、1日前までの受付や柔軟な対応が難しくなる。</p> <p>・インターネット予約を導入している自治体では公民館に常駐勤務の職員を配置して施設の管理運営を専任しているところが多いが、八丈町の公民館は常駐職員を置くことができず、担当職員は本庁に1名で、公民館の管理運営以外に複数の業務を抱えていることから現状の体制ではシステムの導入・管理運営をすることが困難です。</p> <p>以上の点からインターネット予約に関して、今後の課題とし改善を図ります。</p>



令和2年度八丈町事業費一覧表

前年度比 +3.0%

歳入		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
町税	933,596	12.2
地方譲与税	76,083	1.0
地方消費税交付金	146,896	1.9
自動車取得税交付金	169	0.0
環境性能割交付金	3,123	0.0
地方交付税	2,370,000	30.9
分担金および負担金	2,520	0.0
使用料および手数料	203,808	2.7
国庫支出金	441,156	5.8
都支出金	2,148,871	28.1
繰入金	526,628	6.9
諸収入	88,555	1.2
町債	699,700	9.1
その他	20,457	0.2
利子割交付金	1,024	0.0
配当割交付金	5,362	0.1
株式等譲渡所得割交付金	1,856	0.0
法人事業税交付金	1	0.0
地方特例交付金	2,078	0.0
交通安全対策特別交付金	3,008	0.0
財産収入	3,926	0.1
寄附金	3,201	0.0
繰越金	1	0.0
合計	7,661,562	100.0

歳出		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
人件費	1,448,256	17.5
物件費	1,537,331	22.6
維持補修費	242,244	3.6
扶助費	531,744	7.5
補助費等	958,159	11.9
普通建設事業費	1,733,870	20.3
補助事業費	322,192	4.8
単独事業費	1,411,678	15.5
公債費	725,559	9.9
繰出金	443,576	6.2
積立金	0	0.0
その他	40,823	0.5
災害復旧事業費	6	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	26,200	0.3
予備費	14,617	0.2
合計	7,661,562	100.0

令和2年度各会計予算状況

各会計予算状況 (単位：千円)				
会計	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
一般会計	7,661,562	7,440,105	221,457	3.0
特別会計	2,504,104	2,552,745	▲48,641	▲1.9
介護保険特別会計	1,071,751	1,038,472	33,279	3.2
後期高齢者医療特別会計	205,723	198,970	6,753	3.4
国民健康保険特別会計	1,226,630	1,218,326	8,304	0.7
浄化槽設置管理事業特別会計	0	96,977	▲96,977	皆減
公営企業会計	3,424,981	2,792,608	632,373	22.6
水道事業会計	1,218,920	939,564	279,356	29.7
一般旅客自動車運送事業会計	192,868	176,172	16,696	9.5
病院事業会計	1,899,606	1,676,872	222,734	13.3
浄化槽設置管理事業会計	113,587	0	113,587	皆増
合計	13,590,647	12,785,458	805,189	6.3

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度 繰出金 (A)	前年度 繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
国民健康保険特別会計	115,380	112,493	2,887	2.6
介護保険特別会計	203,797	178,917	24,880	13.9
後期高齢者医療特別会計	124,399	123,622	777	0.6
浄化槽設置管理事業特別会計	0	42,187	▲42,187	皆減

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度 繰出金 (A)	前年度 繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
水道事業会計	64,731	39,683	25,048	63.1
一般旅客自動車運送事業会計	50,481	50,389	92	0.2
病院事業会計	287,264	279,940	7,324	2.6
浄化槽設置管理事業会計	40,902	0	40,902	皆増

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 令和2年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

○証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

●名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■場所 税務課課税係 固定資産税担当 ■問い合わせ 電話 2-1122（内線123）

■縦覧期間 4月1日（水）～6月1日（月） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

税のお知らせ（つづき）

町税の滞納処分を強化しています
～税負担の公平性を確保するために～

■問い合わせ■ 税務課徴収係 電話 2-1122

●納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休止など事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申込により業務時間外（午後5時15分～7時）に納付相談を行っています。

●申告期限の延長

申告所得税、消費税および町都民税の申告期限が **4月16日（木）まで延長** されました。

春の全国交通安全運動 4月6日（月）～15日（水）
～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

八丈町民一人一人が交通安全意識を持ち、事故のない八丈島にしましょう。

- ★交通安全運動期間中、交通安全協会・母の会など民間ボランティアによる通学路横断時の見守り活動が行われます。
- ★防災無線・電光掲示板・電柱幕などにより、交通安全運動の啓発を行います。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 2-1121

広報はちじょう 3月号15ページに掲載した以下の行事は、新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、中止となりました。

- ★交通安全の夕べ…… 4月2日（木）午後7時より三根公民館にて実施予定でしたが、中止となりました。
- ★交通安全パレード…… 4月12日（日）の実施予定でしたが、中止となりました。

その他キャンペーンや街頭活動は予定通り実施します。
期間中は皆様のご協力をお願いします。交通ルールを守り、みんなで交通事故をなくしましょう。

■問い合わせ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

町立八丈病院運営協議会議事要旨

■問い合わせ■
町立八丈病院 電話 2-1188

- 日時 令和2年2月18日（火）午後6時 ●場所 会議室
- 報告事項 1) 平成31年度の収支（予定）について 2) 平成31年度患者数調査等について
3) 医療スタッフの状況について 4) その他

●委員の意見等

- ▷足の悪い方が玄関マットに何度か引っ掛かりそうになり、危なかった。違うものにできないか。
衛生面から定期的にマット交換をしている為、マットを床に接着することはできない。引っ掛かりにくいものがないか等、マットを納品している業者に確認する。
- ▷眼科に通じる渡り廊下がり取り壊しとなり、雨の日にすぐ濡れになる。渡り廊下はいつ頃完成するのか。
本来は本年3月に完成する予定だったが、緑化基準法関連に対応した形（病院敷地内の緑化）で計画を練り直すこととなったため、工事に遅れが出てしまった。現時点では本年秋～冬頃には完成する見込みとなっている。それまでの対策としては、渡り廊下横断用の傘を用意している。
- ▷看護師さん方が厳しい環境では働いていると聞き、大変驚きました。勤務環境の改善はできないか。
看護師確保の方法を広げる（島外での採用試験等）とともに、新たに介護福祉士を採用する等、看護師の勤務負担を軽減できる対策を行っていきます。ただし現時点では報道にあるような休暇が全く取れないといった状況になっているわけではないかと思えます。（31年中の看護科・有休消化率は62%）
- ▷通常の診察を受付した際に、救急患者が入ってしまい4時間程待ったことがあった。何時間で救急患者対応が終わる等、待っている患者へ周知できないか。
救急患者対応について、具体的にどの程度時間がかかるかはお答えすることが難しいが、大幅に遅延している場合は、外来の進行状況を外来看護師からお伝えできるようにしていきたい。
- ▷新型肺炎患者が実際にきた場合には、入院できる病床は何床あるのか。
最大で2床です。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

◎医療費適正化について

皆さんが病気やけがをして保険医療機関で診察を受けた場合、窓口で支払う料金は医療費の3割～1割で、残りを国民健康保険（皆さんが収める国保税等）で負担しています。医療費の上昇は、皆さんのちょっとした心がけで抑えることができます。

【医療費適正化のポイント】

- 生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。
 - 定期的に健診を受けて、健康管理に役立てましょう。
 - 重複受診はひかえましょう。
 - 緊急以外の休日・時間外受診はさけましょう。
 - ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。
 - ◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。
 - ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
 - ◆病気や事故等により保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。
- ※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

◎糖尿病教室のおしらせ

町立八丈病院では毎月1回、糖尿病教室を開催しています。どなたでもご参加できます。

日時：4月17日（金）午前8：30ごろ～30分程度（飛行機欠航の場合中止）

場所：町立八丈病院外来待合室

健康トピック 4月7日は世界保健デーです

世界保健デーは、世界保健機関（WHO）が設立された、1948年（昭和23年）4月7日を記念して設けられたものです。「世界保健デー」には、毎年、WHOによって国際保健医療に関するテーマが選ばれます。この日を中心に、世界各国でその年のテーマに沿った様々なイベントが開催されます。

今回は、医療を提供する看護師と助産師の果たす重要な役割に光を当て、その人的資源の充実を呼びかけます。

過去のテーマには「糖尿病」「血圧」「食品安全」などがあります。

日本では現在、生活習慣病などが問題となっています。「世界保健デー」を機会に身近な「保健」について考えてみてはいかがでしょうか。

..... 健康相談はどなたでも、福祉健康課保健係で実施しています。お気軽にご利用ください。

町長上京日記 2月

11日～15日

- ANA1896便にて上京
- 公明党「離島対策本部・奄美ティダ委員会」合同会議
- 令和元年度全国離島振興協議会第4回正副会長会議および理事会
- 講演会・意見交換会
- 島しょ首長と都知事との懇談会
- 東京都土地改良事業団体連合会第2回理事会通常総会
- 自治研修会及び自治功労者表彰式
- 令和元年度第5回東京都町長会議

● 行政懇談会

- 令和元年度第3回東京都島しょ振興公社理事会
- 令和元年度第3回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- 第3回島じまん2020実行委員会
- 令和2年東京都島嶼町村長会議（第一回定期）
- 令和2年東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会第一回合同会議
- 令和2年東京都島嶼一部事務組合定例会
- ANA1891便にて帰島

17日～18日

- ANA1892便にて上京
- 青梅市立総合病院訪問
- 西多摩衛生組合訪問
- 羽村市役所訪問
- ANA1893便にて帰島

国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 港年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

【令和2年度の国民年金保険料額は 16,540円 です】

国民年金保険料 * 納付額比較 (令和2年4月時点)

	1 か月分		6 か月分		1 年分		2 年分		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,540円	—	99,240円	—	198,480円	—	397,800円	—	
早割 (当月末振替の口座振替)	16,490円	50円	98,940円	300円	197,880円	600円	—	—	
6 か月前納	(現金納付)	—	—	98,430円	810円	196,860円	1,620円	—	—
	(口座振替)	—	—	98,110円	1,130円	196,220円	2,260円	—	—
1 年前納	(現金納付)	—	—	—	—	194,960円	3,520円	—	—
	(口座振替)	—	—	—	—	194,320円	4,160円	—	—
2 年前納	(現金納付)	—	—	—	—	—	—	383,210円	14,590円
	(口座振替)	—	—	—	—	—	—	381,960円	15,840円

※令和3年度の国民年金保険料額は、16,610円です。

※一部免除 (一部納付) の方の口座振替は「毎月納付 (翌月末振替)」のご利用となります。

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額となります。

【令和2年度の年金額改定について】

2019年平均の全国消費者物価指数が公表されました。これを踏まえ、令和2年度の年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%プラスで改定となります。なお、令和2年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

	令和元年度	令和2年度
国民年金 (老齢基礎年金月額 (満額) : 1人分)	65,008円	65,141円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

▶ 各種問い合わせ	受付時間	
一般的な年金相談に関する問い合わせ 0570-05-1165 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6700-1165 (一般電話)	月曜日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 第2土曜日：午前9時30分～午後4時 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。	【各種問い合わせ先共通】 祝日 (第2土曜日を除く) はご利用いただけません。
ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ 0570-058-555 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6700-1144 (一般電話)		
一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ 0570-003-004 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6630-2525 (一般電話)		

後期高齢者医療保険からのお知らせ

令和2年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割又は3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・区市町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和2・3年度（令和2年4月1日～令和4年3月31日）の保険料率は、令和2年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 44,100円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ※ × 所得割率 8.72%	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て （限度額 64万円）
--	---	---	---	--

※……賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

国により特例として実施されてきた総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は、8割または8.5割から見直されました（表1）。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	7割
33万円以下で上記7割軽減の基準に該当しない	7.75割
33万円 + (28.5万円×被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (52万円×被保険者の数) 以下	2割

*65歳以上（令和2年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

*世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

② 【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

後期高齢者医療保険からのお知らせ（つづき）

③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減（1ページの表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

■問い合わせ■ 〈土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで〉

- 制度のことは 広域連合お問合せセンターへ

電話 0570-086-519（IP電話、PHSの方は03-3222-4496へ）

FAX 0570-086-075

- 個別のご相談・個人情報を含むことは 住民課医療年金係 電話04996-2-1123

交通事故などにあったとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあつたら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

■問い合わせ■ 東京都後期高齢者医療広域連合点検係 電話03（3222）4482

住民課医療年金係 電話04996-2-1123

介護保険のお知らせ

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話2-5570

4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します

○特別徴収とは……

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬に「令和2年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

4月の老人クラブ活動

◎ 町内在住のおおむね60歳以上の方が対象です ◎

下記の日程で各地域老人クラブは定例会を開催します。

三根老人クラブ	13日（月）	三根公民館	午前9時30分～午後2時
大賀郷老人クラブ	休み		
檜立老人クラブ	3日（金）	檜立公民館	午前9時30分～
中之郷老人クラブ	16日（木）	中之郷公民館	午前9時15分～
末吉老人クラブ	7日（火）	末吉公民館	午前9時30分～

その他、老人クラブごとに様々な活動を行っています。ご興味のある方はご連絡ください。

■問い合わせ■

三根 浅沼美智夫 電話2-2138 / 大賀郷 奥山妙子 電話2-0498 / 檜立 結城真 電話7-0673

中之郷 山下和彦 電話7-0127 / 末吉 沖山義人 電話8-0425

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2 - 1123

◎戸籍証明書（戸籍謄本等）の申請について

戸籍の証明は、本籍地の区市町村で取り扱います。八丈町に請求していただけるのは、八丈町に本籍のある方になります。

◎本人確認の実施について

戸籍全部事項証明書（謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本）、や住民票の写し※の請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。

窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）等のご本人を確認できるものをお持ちください。

※「住民票の写し」の交付には、同一世帯でなければ窓口交付できないため、親子であっても世帯が分かれている場合には「委任状」が必要となることにご注意ください。

◎転居・転入される方へ

転居や転入など、住所が変わるときにはマイナンバーカード※（個人番号カード）や個人番号通知カードの住所情報の更新する必要があります。

※マイナンバーカードには住所氏名情報がデータとしても登録されており、券面の住所記載の他に、データの書き替えが必要となり、書き替えには交付時に設けられた4桁の暗証番号が必要となりますので、ご注意ください。

令和2年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集

東京都島しょ振興公社では、地域振興を図ることを目的に事業を実施する、島しょ地域にお住まいの個人・団体に対し、その経費の一部を補助しています。詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱、または、東京都島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

◎募集期間 4月1日（水）～22日（水）

■問い合わせ■

公益財団法人東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546
企画財政課企画情報係 電話2-1120

戦没者等の遺族の皆様へ 第十一回特別弔慰金が支給されます

◆特別弔慰金の趣旨

戦後75周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

◆支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

◆請求期間 令和2年4月1日 から 令和5年3月31日
（※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

◆請求受付窓口 八丈町福祉健康課高齢福祉係（町役場1階8番カウンター）

◆必要書類 請求される方によって、請求書類や必要な戸籍が異なりますので電話または来庁により確認ください。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話2-5570

浄化槽設置管理事業の担当部署組織変更について

町では、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及に取り組んでおります。

浄化槽設置工事は町が行います。その後の維持管理（法定検査・保守点検・清掃など）については、浄化槽使用者から使用料を頂き、町が業者に委託し管理します。

この事業の担当部署は、令和2年4月1日より 企業課水道係と統合し、企業課水道浄化槽係となります。

浄化槽設置を希望される方、もしくは事業の詳細について説明をご希望の方、その他浄化槽に関する問い合わせは、企業課水道浄化槽係（電話 2-1128）までお問い合わせください。

使用料等の納め忘れはありませんか？

町設置の合併処理浄化槽の使用料等は納期限内に納めてください。

納入通知書を紛失されても町会計課及び各出張所でお支払いできます。

浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置について

個人で浄化槽を管理されている方は、浄化槽の清掃作業に要する経費の一部を1年度につき1回負担します。

◎対象条件（町の設置及び町へ寄付した浄化槽ではない浄化槽が対象です。）

- ① 環境大臣が指定する構造に適合する浄化槽であること
- ② 事業所以外の住宅および小規模店舗が併設されている住宅に設置されているもの
- ③ 浄化槽法に基づき保守点検（法第10条）、清掃（法第10条）、法定検査（法第7、11条）を実施しているもの

◎提出書類

- ① 八丈町浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置申請書
- ② 浄化槽検査結果書（法第11条）

※検査結果書は1年度に1回しか利用できません。

※検査結果書の判定が「不適正」と出ているものは、軽減できない場合があります。

※町税等の滞納がある場合、軽減措置の対象になりません。

■問い合わせ ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日となります。収集運搬が必要な方は余裕をもってお申込みください。

4月の休業日

5日（日）	11日（第2土）	12日（日）	19日（日）
25日（第4土）	26日（日）	29日（祝・水）	

◆収集運搬業務の受付時間

午前8時～正午、午後1時～4時

◆収集運搬業者

（株）八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

汚泥再生処理センター肥料の有料配布受付を行います

（2月・3月に肥料を受取されている方も改めて申し込み可能です）

受付期間：令和2年4月13日（月）から
令和2年4月24日（金）

申込上限：1世帯35袋まで

受付場所：住民課環境係および各出張所（三根出張所を除く）

手数料：申し込み時に肥料袋詰手数料（肥料代）をお支払いください。1袋：200円（10kg）

※受付期間中でも予定受付数量に達し次第受付を中止させていただきますのでご了承ください。

■問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

配布日時：令和2年4月18日から8月29日までの第1、第3、第5土曜日（祝日は除く）午前10時から正午、午後1時から午後3時の間

※受取の順番は受付の順番となります。

配布場所：汚泥再生処理センター

肥料内容：窒素全量2.70%、りん酸全量2.65%、加里全量0.5%未満、その他水分等有機物

手数料の納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料は納期限内に納めてください。

納入通知書を紛失されても町会計課及び各出張所でお支払いできます。

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128
FAX 2-7231

◆ 水道の届出を忘れずに ◆

新生活のスタートする季節は、引越しが多くなります。3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引越しの日が決まりましたら、早めの手続きをお願いします。

【水道の手続き】

引越しされる際には、事前に水道使用の開始・中止の手続きが必要になります。

印鑑をご持参のうえ、八丈町企業課水道浄化槽係または各出張所にお越しください。手続きをせずに引越しをされた場合、引越しの後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。（さかのぼっての中止はできません。）また、手続きを済ませ引越しした場合でも、引越しした日までの精算分の水道料金が発生します。納め忘れのないようお願いします。

【アパート等を管理されている方へ】

水道の使用開始、中止の際には届出が必要です。アパート等の賃貸借の場合、入退去が確定しましたら八丈町企業課水道浄化槽係または各出張所にてお手続きいただけるようお願いいたします。特に退去の場合は、清算分の水道料金が発生しますので、届出がなくお引越先もわからない場合はお手続きいただけません。新しく入居者が決まっても水道をご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。

※届出の際には、「水道使用料のお知らせ」に記載の「お客様番号」をお知らせください。

また、各種届出には使用者または所有者の方の生年月日、本籍をご記入いただいております。代理の方が届出される場合にはご注意ください。

各種届出	届出時期	届出先
水道の使用を開始するとき	3日前	●八丈町企業課水道浄化槽係 ●各出張所
引越しするとき		
使用者の名義が変わるとき		
給水装置の所有者の名義が変わるとき	すみやかに	

◆ 口座振替の利用について ◆

八丈町では、水道料金が未納になりますと「給水停止」処分となります。お支払いをお忘れにならないためにも、ぜひ口座振替をご利用ください。（現在、約70%が口座振替制度を利用しています。）

◆ 口座振替の手続きに必要なもの

- ① 振替を希望する口座の情報（口座名義人、口座種別、口座番号）
- ② 金融機関に登録されている印鑑
- ③ お客様番号（検針票および納入通知書に記載）

◆ 口座振替取扱金融機関：郵便局・みずほ銀行・七島信用組合

◆ 口座振替日：毎月25日 振替日が休業日（土日・祝日）の場合は翌営業日が振替日

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。 便利な口座振替をご利用ください。

第39回小笠原親善訪問 参加者募集 6月25(木)～6月30(火)

八丈町の友好都市、小笠原村を訪ねてみませんか。

受付は、八丈マリンサービスで行います。

申込用紙は、4月中旬頃より八丈マリンサービス又は町役場・各出張所に設置予定、広報5月号にチラシを折り込みます。

申込方法：

- ① 所定の申込用紙に必要事項を記入し、現金を添えて、八丈マリンサービスに直接申し込んでください。
- ② 申込用紙・現金と引き換えに、乗船券（出発日に必要）を受け取ってください。

申込期間：4月27日（月）～6月15日（月）

申込場所：八丈マリンサービス底土事務所（船客待合所内）

申込受付期間：

月曜日～金曜日 午前10時30分～午後3時30分
土・日・祝日 午前10時30分～11時45分

■ 問い合わせ ■

- 八丈マリンサービス 電話 2-1211
- 総務課庶務係 電話 2-1121 (内線101)



環境だより

■ 問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

4月からの一般廃棄物処理手数料改正と、変更点について

- 1回100kgをこえるごみの持ち込み手数料が引き上がります
有明興業八丈島営業所への1回100kgをこえる多量のごみ（一般廃棄物）の持ち込みについて、10kgにつき80円＋消費税相当額の手数料を徴収します。
- 一般廃棄物処理手数料（事業者対象分）も引き上がります
事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物の処理手数料（清掃手数料）が、kgあたり8円＋消費税相当額に引き上がります。ごみの排出量が少ない事業者でも、年間300kgを最低基本排出量として、手数料を納付していただきます。今年度分の請求書は6月ころ郵送する予定です。
- 中之郷埋立処分場における粗大ごみ受け入れを中止します
中之郷埋立処分場では、これまで坂上在住の方に限り粗大ごみを受け入れてきましたが、4月1日以降の受け入れが中止となります。今後は有明興業八丈島営業所へ持ち込んでください。（伐採木及びガラス・陶器類は引き続き受け入れます。）皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

クリーンセンター等へのごみの直接持ち込みについて

集積所に出せないごみを、直接クリーンセンター等へ持ち込む場合には、次の点に留意してください。

- 八丈町クリーンセンター（日曜日、第3土曜日定休）—— 電話 2-0779
持ち込めるごみは、「燃やせるごみ」、「飲料缶」、「有害ごみ（電池・蛍光灯等）」、「ガラス・陶器類」、「白色発泡スチロール（資源ごみ）」「食用油（液体状のもの）」「動物の死体（有料）」です。布きれ、木くず、ロープ、梱包材等の長物は50cm以内に切断して持ち込んでください。
- 有明興業八丈島営業所（日曜日定休）—— 電話 2-4165
持ち込めるごみは、「粗大ごみ（産業廃棄物を除く）」、「ペットボトル」です。1回に100kgを超えると手数料がかかります。その他「家電リサイクル対象4品目」、「バイク」の廃棄には、別途リサイクル料や手数料が必要です。パソコン及びディスプレイは持ち込めませんのでご注意ください。
- 八丈建機サービス（受付は木・金曜日の15～17時）—— 電話 2-0656
資源ごみのうち「ダンボール」、「古紙類」、「古着」を持ち込めます。ダンボールや古紙はビニールひもで十文字に束ねてください。いずれもリサイクルされますので、汚れたもの、臭いが付いたものは持ち込めません。古着は再使用可能なもの（下着類は除く）に限ります。
- 中之郷埋立処分場（水曜日定休）—— 電話 2-1123（環境係）
持ち込めるごみは、「伐採木」、「ガラス・陶器類」です。建設業や製材等に伴う木くず類は受け入れできません。持ち込む際には、受付で申請書の記載が必要です。

海岸清掃ボランティアの皆さんへのご願い

毎年多くのボランティアの皆さんによる海岸の清掃活動について、ご協力感謝申し上げます。

海岸清掃で集めたゴミは、町が費用を負担して処理していますが、その処理費用の一部が環境省から支払われ、町の貴重な財源になっています。ボランティア活動等による海岸清掃の実施の際、事前に町が把握していないと確認ができず対象外となってしまいます。有志や各団体等がボランティアで海岸清掃を実施する際は、必ず事前に環境係へご連絡ください。ごみ袋の提供や、集めたごみの回収などについて町が協力します。

ごみ出しの基礎知識 第10回

ごみは正しく出しましょう【作業員はこんなことに苦労しています】

- ① ごみがカラスやネコに荒らされて散乱している……
ルールを守らない人がいる特定の集積所に被害が集中しています。次の5つのことに気を付けて被害を予防してください。「夜間にごみを出さない」「ごみ出しの曜日を守る」「生ごみは新聞紙等で包んで見えにくくする」「確実にネットの下に入れる」「車からの投げ捨ては絶対にダメ」
- ② 回収できないごみが集積所に置かれている……
農業用のビニールやネット、カーペットや布団がそのまま出されていても回収できません。粗大ごみ扱いになりますので、有明興業八丈島営業所へ持ち込んでください。集積所へ出すときは、長辺が50cm以内になるように切断してごみ袋へ入れた状態で出してください。
- ③ 資源ごみの袋の中にごみが少しずつ入った小さな袋がたくさん……
飲料缶やペットボトル、発泡トレイを資源ごみとして回収した後、作業員が手作業で袋を一つ一つ開けて取り出します。大きなごみ袋の中に、飲料缶等が数本ずつ入った小さなビニール袋がたくさん入っていることがありますが、取り出すのにとっても苦労します。小袋から出し、大袋にまとめてから集積所に出してください。

4 月子どもの定期予防接種のお知らせ

■予約・問い合わせ■
福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

B型肝炎集団予防接種	9日(木) 午後1時30分～2時30分
四種混合集団接種	9日(木) 午後2時30分～3時30分
BCG集団接種	23日(木) 午後1時30分～2時
麻しん風しん第1期集団接種	23日(木) 午後2時～2時30分
ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種	23日(木) 午後2時30分～3時30分
予約制個別接種	9日(木) 午後3時30分～4時 23日(木) 午後3時30分～4時



★会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために設けています。ご希望の方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日：午前8時45分～午後5時 **第4土曜日**：午前9時～正午（交流ひろばのみ）
第4土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

4月 交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。
ぜひお越しください！

- 4月1日(水) はじめまして！みんなで手遊び・歌遊び♪
- 8日(水) 親子でふれあいあそび
- 15日(水) 絵本であそぼう☆
- 22日(水) こいのぼり作り

第4土曜日（25日）も

交流ひろばで
遊べます♪

☆初めてご利用になる皆さんへ☆

利用登録が必要となります。来所の際、窓口にてお声かけ下さい。お待ちしております！

ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集！

～ 空いた時間で子育てのお手伝い、してみませんか？ ～

- 八丈町ファミリー・サポート・センター（事務局：子ども家庭支援センター）では、育児の援助を受けたい方（利用会員）に、育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、双方の合意がとれた場合に会員同士で子どもの保育等に関する相互援助活動を行っています。会員は登録制です。
- 提供会員になるには講習会（随時実施）を受講して頂きます。また、提供会員になると活動中の事故に備えた補償保険（保険料は町が負担）に自動的に加入します。
提供会員の条件：八丈町に在住、在勤している方で、心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる満20歳以上の方
- 援助活動の対象児童**：利用会員の子どもで、概ね生後6か月～10歳未満の児童
- 活動場所**：原則は提供会員の自宅。但し事務局と会員双方の合意があればその他の場所も可。
- 謝礼金**：活動後に利用会員から提供会員へ支払い
平日：午前8時～午後5時…………… 1時間800円
平日上記以外の時間と土日・祝日・年末年始…… 1時間1,000円
※その他、提供会員に実費の負担分が生じた場合は利用会員が支払い
- 活動の例**：保育園への送迎、保護者に何か用事がある際の子供の預かりなど
※保育以外の援助（家事や学習指導）、病児保育、宿泊を伴う預かりは行いません。
- 提供会員からは「子どもがかわいい!」「一緒に過ごす時間が楽しみ」等のお声を頂いています。都合のよい曜日や時間のみの活動で構いません。詳細などはお気軽に問い合わせください！

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2 - 4300

要予約 小～高校生の保護者・青少年支援者向け



子どもを守る第一歩！ 子ども達を取り巻くインターネット事情を学ぶ

ファミリールール講座

対象者：小学生以上の保護者の方、青少年に関わる支援者、地域の方

開催日時：令和2年4月15日（水）午後6時～7時30分

会場：八丈町役場1階 商工会研修室

内容：子ども達を取り巻く最新のインターネット事情（SNS・ゲームのトラブル等）や予防・対応方法（フィルタリングについて等）を専門家から学びます。

※個々のスマホへのフィルタリング設定はこの講座では行えません。ご了承ください。

講師：東京都民安全推進本部（東京都庁内）ファミリールール事務局所属講師

◎事前申込受付期間：4月1日（水）～4月13日（月）

※子ども家庭支援センターへ電話・来所等でお申し込みください。

※人数把握の為に事前受付制としていますが、当日参加も歓迎します。

■問い合わせ・申し込み■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300 ※申し込みは電話・来所等で申し込みください。

4月の母子保健

■問い合わせ・申し込み■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

今月の健康診査 会場：保健福祉センター ※健診の対象者には個別通知します

3～4か月児・産婦健康診査 9日（木）受付：午前9時15分～10時

○対象 令和1年11月5日～令和2年1月9日生まれの乳児とその産婦

3歳児健康診査 23日（木）受付：午前9時15分～10時

○対象 平成29年2月19日～平成29年4月23日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 8日（水）受付：午前9時15分～10時

○対象 平成28年1月16日～平成28年4月8日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約） 会場：保健福祉センター

23日（木）午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約） 会場：保健福祉センター

24日（金）午前9時～11時

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・助産師・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

もぐもぐ離乳食（要電話予約） 会場：保健福祉センター

21日（火）午前10時～11時30分

生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）

1回の予防接種で「風しん」を約95%予防できます

2019年にお送りしたクーポン券（無料）は、有効期限が1年間延長されました

お手持ちの「風しん」抗体検査・予防接種のクーポン券は、**2021年3月まで使えます。**

これから生まれくる赤ちゃんを社会全体で守るため、**ぜひ、この機会に抗体検査を受けましょう！**

券種	抗体検査券	1
請求先	〇〇県〇〇市	123456
券番号	0123456789	有効期限2020年03月

見本

有効期限が2020年3月と表示されていても、**2021年3月まで使えます。**

- クーポンは、全国多くの医療機関で使えます。また、健康診断や人間ドックで使える場合もあります。詳しくは、受診先にご確認ください。
- 2019年に抗体検査や予防接種を受けた方は、再度受ける必要はありません。
- 他の市町村に転居される方は、八丈町のクーポン券は使えません。転居後の市町村に、再発行を申請してください。
- クーポンを紛失された方には、再発行できます。詳細は、下記の窓口までご連絡ください。

八丈町福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570



風しん対策の詳しい情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しん対策

検索



厚生労働省

アール・ブリュット2020特別展 満天の星に、創造の原石たちも輝く —カワル ガワル ヒロガル セカイ—

八丈町を含む都内6か所において、独創性あふれる18名のアール・ブリュット（※）作家の作品を紹介する展覧会を開催します。

また、本展では、様々な分野の識者が「カワル角度案内人」となり、人が表現することの本質や表現されたカタチをそれぞれの視点からご案内いたします。この機会にぜひご覧ください。

※アール・ブリュット（ArtBrut）は、フランスの芸術家ジャン・デュビュッフエによって提唱されたことばです。今日では、広く、専門的な美術の教育を受けていない人などによる、独自の発想や表現方法が注目されるアートを表します。

★場所：八丈町役場 八丈町民ギャラリー

★会期：4月24日（金）～5月5日（火・祝）

★開場時間：午前9時～午後5時

★観覧料：無料

★主催：東京都、（公財）東京都歴史文化財団東京都現代美術館東京都渋谷公園通りギャラリー

★企画協力：社会福祉法人愛成会

★協力：墨田区、中野区、武蔵野市、福生市、八丈町

※詳細は、東京都渋谷公園通りギャラリーのホームページをご覧ください。 → <https://inclusion-art.jp>

■問い合わせ■ （公財）東京都歴史文化財団東京都現代美術館文化共生課 電話03-5422-3151
八丈町教育課生涯学習係 電話2-7071



言語機能訓練（予約制） ■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています。

○日時：5月11日（月） 午前9時15分～午後4時

○場所：保健福祉センター

○申込締切：4月27日（月）
予約制です。事前に上記までご連絡ください。

八丈町コミュニティセンター主催 第15回テニス大会結果

2月16日にコミュニティセンターテニスコートにて開催され、男子・女子ダブルスともに熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

男子ダブルス		女子ダブルス	
（敬称略）		（敬称略）	
優勝	渡辺 穰・山下 丈	優勝	北浦恵美子・笹本明里子
準優勝	山下 卓哉・中嶋 猛	準優勝	高橋 希・奥山 繁美
3位	小泉 国広・井ノ口義二	3位	菊池 真澄・田中 未来



街頭防犯カメラ設置についてのお知らせ

このたび、坂下地域に10台の街頭防犯カメラが設置されました。

設置場所については、主として学校、空港、海港の周辺となっています。令和2年度には坂上地域にも設置予定ですので、八丈島の安心安全を守ること、また公共の場所における犯罪の防止を目的として設置されたことに、ご理解、ご協力をお願いします。

■問い合わせ■ 八丈島防犯カメラ設置及び運営協議会 / 八丈島警察署防犯係 電話2-0110

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

電話番号：03-5388-2245

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

《相談日》月・水・金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《相談時間》午後1時～4時

※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくと確実です。

《事前予約》月～金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《予約受付時間》午前9時～午後5時

■相談・予約・問合せ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課（電話03-5388-2245）

令和2年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

令和2年

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
	1	3			1	1	3	5		1	3	3	5	7		2	4
6	8	10	/	/	8	8	10	12	6	8	10	/	12	14	7	9	11
13	15	17	11	13	15	15	17	19	13	15	17	17	19	21	14	16	18
20	22	24	18	20	22	22	24	26	20	22	/	24	26	28	/	23	25
27	/		25	27	29	29			27	29	31	31			28	30	

※斜線の日程（祝日・年末年始）は、相談はお休みです。

※ 「島しょ法律相談」は、令和2年度下半期にも実施します。

行政相談

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話2-1120

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

日時：4月14日（火）午前10時～正午

場所：町役場1階 相談室1

相談員：近藤 勝重

募金の報告について

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話2-5570

皆さんよりお寄せいただいた次の義援金を日本赤十字社へ振り込みましたので、報告します。

募金の名称	振込済額	受付終了日
令和元年8月豪雨災害義援金	64,987円	令和2年2月21日

※義援金は全額、被災された方へ届けられます。

..... 温かいご支援・ご協力ありがとうございました。



「表示登記の日」無料相談

- 相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談
- 相談日時 4月3日（金）午前10時～午後3時まで
- 相談場所 斎藤土地家屋調査士事務所 大賀郷7957番地
- 電話番号 電話 2-2185
- 相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部 斎藤 孝道
- 後援 東京法務局

4月 東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請、相続や抵当権に関する相談、その他の登記について相談を実施します。

- 特設登記所へ相談でお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。
- 郵送等で届出や申請をする際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認されることをお勧めします。

日 時：14日（火）午後2時30分～5時
 15日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分
 16日（木）午前9時～正午
 場 所：八丈町役場1階相談室1・2

※登記相談の受付は、終了時間の30分前までです。

5月の開催日は、5月12日（火）、13日（水）、14日（木）予定です。

- 問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03-5213-1330（不動産）
 法人登記部門 03-5213-1337（商業・法人）

くらしの法律税金相談会開催

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士などの法律関係者のボランティア「NPO法人司法過疎サポートネットワーク」の主催により、「くらしの法律税金相談」が開催されます。法律の専門家が無料で相談に応じます。ぜひこの機会をご利用ください

○無料相談（法律・登記・税金など）

「相続問題で親戚とトラブルになっている」
 「子供に財産を譲ろうと思っている」
 「土地や建物の登記のことで相談したいことがある」
 「相続税のことや確定申告のことで気になることがある」



このような相談に
**弁護士・司法書士・
 税理士・土地家屋調査士**
 などが応じます。

- 相談日時：4月17日（金）午前10時～午後4時
- 相談場所：八丈町役場1階相談室1
 ※相談に必要な資料などをご持参ください。
- 実施機関・予約：NPO法人司法過疎サポートネットワーク担当 小海（こかい） 電話03-5919-3530
 ※事前予約も受け付けていますが、予約なしでも相談できますので、お気軽にお越しください。また、ご自宅などでも相談できます。
- 問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

八丈町職員の不適切事務について、令和2年3月2日付で八丈町職員懲戒分限審査委員会を行い、懲戒処分を行いました。

◆戒告：2件

教育委員会だより

■問い合わせ ■ 教育課庶務係 電話 2 - 7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 期日：6日（月） ※予定
- 各小学校 入学式 期日：6日（月） ※予定
- 各中学校 入学式 期日：7日（火） ※予定

※新型コロナウイルス感染防止のため、今後の国や都の方針によっては、縮小或いは延期、中止する可能性もあります。



小中一貫教育がスタートしています！

八丈町では、大きく変化してきている社会情勢に柔軟に対応できるようにするために、義務教育期間の小中学校9年間で「自分の力でたくましく生き抜く子」の育成を目指して、小中一貫教育を平成30年度（2018年度）より始めました。

具体的には、

- 自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組む子ども
- 他者と関わる中で、積極的にコミュニケーションをとり、自分の考えや気持ちを表現することを通して、温かい人間関係を築くことが出来る子どもを育てることを目標に進めます。

そのために、各地区の小中学校では9年間の学習カリキュラムなどを編成して、小中学校の先生方が協力し合っ一貫した教育活動を行います。

また、学校の通称名は次のようになります。（学校の正式名称は変わっていません）

- | | | | |
|---------|-------------|---|-------------|
| 〈三根地区〉 | 三根学園三根小学校 | ／ | 三根学園富士中学校 |
| 〈大賀郷地区〉 | 大賀郷学園大賀郷小学校 | ／ | 大賀郷学園大賀郷中学校 |
| 〈坂上地区〉 | 三原学園三原小学校 | ／ | 三原学園三原中学校 |

入学式、卒業式や各種行事等は学園名の表示となりますので、よろしくお願いします。

学校の敷地内禁煙です！

東京オリンピック・パラリンピック大会を健康増進の取組の契機として、国や都において法整備が進められ、これらを踏まえ、八丈町立小中学校の敷地内は『全面禁煙』となっています。

学校休業日や時間帯に関係なく、各種学校行事や施設利用時についても敷地内禁煙となりますので、ご協力をお願いします。

- 八丈町教育相談室 電話 2 - 0591 毎週火・水・木曜日：午前9時～午後5時
- 東京都教育相談センター 電話03 - 3360 - 8008 平日：午前9時～午後9時 / 土・日・祝日：午前9時～午後5時
- 東京いじめ相談ホットライン 電話0120 - 53 - 8288 (24時間)
- 東京いのちの電話 電話03 - 3264 - 4343 (24時間)

図書館からのお知らせ



●図書館を利用するには

本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。本人確認ができるもの（保険証や免許証など）をお持ちになり、カウンターで手続きをしてください。小さなお子さんの場合も確認しています。

●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、**3年ごとに**更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をおかけします。

変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、確認ができるものと一緒にお出しください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも返せます

図書館の本、雑誌、DVDは、榎立・中之郷・末吉出張所でも返せます。各出張所の業務時間中、所内の返却箱に入れてください。出張所で返された本・DVDなどは、**返却手続きが完了するまでに数日かかることがあります。**

返せるもの：八丈町立図書館の本・雑誌・紙芝居・DVD

ほかの図書館から借りた本は、今までどおり図書館カウンターに
直接お返しください。

このバーコードが貼ってあるもの



●今月のおはなし会 11日（土） 午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせ：八丈の布絵本 **結 ゆい**（都合により変更する場合があります）
絵本の読み聞かせや工作遊びを行います。みんなでおじゃりやれ♪

●今月の新着図書から

『茶聖』伊藤潤著 『一冊でわかるフランス史』福井憲彦著
『まいごのしにがみ』いとうみく作 『へんかしらそうかしら』高部晴市絵
まだまだたくさんあります。図書館のホームページ〈新着案内〉をご覧ください。



町立図書館ホームページ

●休館日 毎週月曜日・29日（水・昭和の日）・30日（木・館内整理日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

●八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/>

返却期限を過ぎてはいませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！
坂上各出張所でも返却できます。（平日午前8時30分～午後5時15分）

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

八丈町英会話教室 生徒募集！！ ～楽しく英語に触れあおう！～

★受講資格 八丈町在住の小学生以上の方

★クラス ①小学生クラス ……小学生を対象としたクラス
②一般クラス ……大人を対象としたクラス（中・高校生含む）
③ベビーママクラス ……親子（未就学児同伴）で受講できるクラス
※クラスの内容は、時間や曜日ごとに異なります。

★場 所 大賀郷公民館（月・火）、三根公民館（水・金）、中之郷公民館（木）

★申込方法 ①「申込書類」を記入のうえ、教育課窓口、各出張所に提出してください。
②メールアドレスをお持ちでない方は、別途返信用封筒が必要です。
（あて名を記入し、必要分の切手を貼付してください。）
③申込締切後に授業編成を行い、みなさんに通知します。

★申込締切 **4月20日（月）**

教育課窓口、各出張所で「申込書類」を配布しますので、利用方法や時間割、実施日などの詳しい情報はこちらをご確認ください。



■問い合わせ■
教育課生涯学習係 電話 2-7071

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光係 電話 2-1125

行事
予定

4月

フリージア・インフィオラータ
島めしフェスタ

町役場庁舎 4日(土)～5日(日)

来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客(推計)		前年比
	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	
4月	8,240	8,348	2,389	1,544	10,629	9,892	7,350	6,840	7.5%
5月	8,953	8,768	2,433	2,087	11,386	10,855	10,875	10,368	4.9%
6月	6,296	5,766	981	1,465	7,277	7,231	5,501	5,466	0.6%
7月	9,238	9,609	2,300	2,964	11,538	12,573	8,960	9,764	-8.2%
8月	13,087	11,716	3,928	4,642	17,015	16,358	14,402	13,846	4.0%
9月	8,485	8,356	2,205	2,253	10,690	10,609	8,911	8,843	0.8%
10月	7,740	8,545	975	1,373	8,715	9,918	5,756	6,551	-12.1%
11月	8,979	8,505	1,437	1,595	10,416	10,100	7,225	7,006	3.1%
12月	7,427	7,510	1,201	1,145	8,628	8,655	5,109	5,125	-0.3%
1月	6,690	6,801	963	1,014	7,653	7,815	4,791	4,892	-2.1%
2月	6,308	6,205	816	858	7,124	7,063	3,852	3,819	0.9%
計	91,443	90,129	19,628	20,940	111,071	111,069	82,732	82,520	0.3%

感染症等の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は

「手洗い・うがい」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

- ★ 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。アルコール消毒も有効です。
- ★ 咳やくしゃみが出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえることを心がけましょう。

☆新型コロナウイルス感染症の相談等について詳しくは折り込み

「八丈町の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症 相談等の流れ～」をご覧ください。

※八丈町HPでも感染症対策情報を掲載しています。

狂犬病予防集合注射延期のお知らせ

毎年4月に実施している狂犬病予防集合注射は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、延期となりました。延期後の日程については広報、個別通知等で周知します。

※6月中の実施可否を検討しています

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療

糖尿病教室 4月17日(金) **耳鼻咽喉科** 日程調整中です。別途防災無線などで周知します。
 その他専門外来診療は予約制です。診療科によって予約方法が異なります。
 詳しくは問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- ・精神神経科 ・整形外科 ・甲状腺内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科 ・腎臓内科 ・消化器内科
- ・神経内科 ・循環器内科 ・眼科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188 (平日 午前 8 時30分～正午)

町立八丈病院職員募集

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

～職員募集～

募集職種

- ・看護師……若干名
- ・助産師……1名
- ・薬剤師……1名
- ・介護福祉士…2名

対象者 資格保有者
選考方法 職員採用試験
1次試験 書類選考
2次試験 (1次試験通過者のみ) 口述試験(面接)

提出書類

- ①履歴書(町指定のもの・自筆)
- ②写真(上半身脱帽正面向 3cm×3cm・履歴書に貼ること)
- ③資格を証する書類の写し
- ④エントリーシート(町指定のもの・自筆)
- ⑤書類選考の結果書の送付先を明記し、84円切手を貼った返信用封筒(定形23.5×12cm)

～パート募集～

募集職種 小児科医師 看護助手 看護師 薬剤師 調理員 (看護助手と調理員以外は資格が必要です。)
対象者 健康状態が良好な方 **選考方法** 面接など **提出書類** 履歴書 **勤務時間** 応相談

～日直事務員募集～

勤務内容 土曜日、日曜日、祝日の受付事務 **勤務時間** 午前 8 時15分から午後 5 時15分
対象者 健康状態が良好な方 **選考方法** 面接など **提出書類** 履歴書

※履歴書は八丈町HPからダウンロードするか、町立八丈病院事務局にてお受け取りください。

○4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 「橘丸」
 三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島
 〈東京竹芝発 22:30〉 〈八丈島発 9:40〉

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス (東邦航空ホームページ)
<http://tohoair-tal.jp/>
 詳しくは東邦航空予約センター 電話 2-5222

【ANA】 電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数 A320:166人 B738:167人 32G:180人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:30	8:25	B738
1893	12:20	13:15	32G
1895	16:00	16:50	B738

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:00	9:55	B738
1894	14:00	14:55	32G
1896	17:30	18:30	B738

※編集時点の情報です。運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

町へのご意見など

八丈町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。ただし、氏名・住所・ご連絡先の記載のないものについては回答をいたしかねますのでご了承ください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2 八丈町企画財政課企画情報係
 電話 2-1120 FAX: 2-4824 メール: ha130@town.hachijo.tokyo.jp

SCHEDULE 2020 4月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 立町立病院 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8 4歳児歯科健診 保福 受付9:15~10:00	9 3~4か月児・産婦健診 保福 受付13:15~13:45	10	11 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30 (要予約)	22	23 3歳児健診 保福 受付13:15~13:45 こども心理相談 保福 9:00~16:00 (要予約)	24 すくすく相談 保福 9:00~11:00 (要予約)	25 し尿収集運搬休業日
26	27	28	29 図書館休館日 し尿収集運搬休業日	30 図書館休館日		

町役場開庁日 平日 8:30~17:15

町立病院 臨時診療日 受付時間/ 8:00~11:00
※初めて町立病院にかかる方は 8:30から受付。

	診療日	診療時間
糖尿病教室	4月17日(金)	8:30~
耳鼻咽喉科	日程調整中です。別途防災無線などで周知します。	9:00~

※その他の専門外来診療は予約制のため相談ください。
飛行機欠航の場合、休診となることがあります。
予約：院内予約係窓口または電話(2-1188 平日8:30~正午)

温泉休業日 ※定休日が祝日の場合は営業します。

	休業日				
ふれあいの湯	6日	13日	20日	27日	毎週月曜日
みはらしの湯	7日	14日	21日	28日	毎週火曜日
ザ・BOON	1日	8日	15日	22日	毎週水曜日
やすらぎの湯	2日	9日	16日	23日	毎週木曜日

※4/29~5/10までGW臨時営業とし、各町営温泉は休まず営業します。

4月のゴミ分別回収 燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根

日	月	火	水	木	金	土
			1 資源 古着	2	3 燃・害	4
5	6 金属	7 燃・害	8 資源	9 びん	10 燃・害	11
12	13 金属	14 燃・害	15 資源	16	17 燃・害	18
19	20 金属	21 燃・害	22 資源	23	24 燃・害	25
26	27 金属	28 燃・害	29 資源	30		

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 燃・害	3 金属	4
5	6 燃・害	7 資源 古着	8	9 燃・害	10 金属	11
12	13 燃・害	14 資源	15	16 燃・害 びん	17 金属	18
19	20 燃・害	21 資源	22	23 燃・害	24 金属	25
26	27 燃・害	28 資源	29	30 燃・害		

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
			1 資源 古着	2 燃・害	3 金属	4
5	6 燃・害	7	8 資源	9 燃・害	10 金属	11
12	13 燃・害	14	15 資源	16 燃・害 びん	17 金属	18
19	20 燃・害	21	22 資源	23 燃・害	24 金属	25
26	27 燃・害	28	29 資源	30 燃・害		

※ 第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。